

第 2 部

平成19年度 水産施策



I 概説

1 施策の重点

政府は、漁業生産構造の脆弱化や消費流通構造の変化、資源状況の悪化といった我が国水産業をめぐる厳しい現状を踏まえて策定された新たな水産基本計画に基づき、「水産物の安定供給の確保」及び「水産業の健全な発展」を実現するため、(1)低位水準にとどまっている水産資源の回復・管理の推進、(2)国際競争力のある経営体の育成、(3)水産物の安定供給を図るための加工・流通・消費施策の展開、(4)水産業の未来を切り拓く新技術の開発及び普及、(5)漁港・漁場・漁村の総合的整備と水産業・漁村の多面的機能の発揮、(6)水産関係団体の再編整備を総合的かつ計画的に推進しました。

2 法制上の措置

水産施策を実施するために必要な法制上の措置として、第166回国会に、「漁港漁場整備法及び後進地域の開発に関する公共事業に係る国の負担割合の特例に関する法律の一部を改正する法律案」、「漁業法及び水産資源保護法の一部を改正する法律案」及び「水産業協同組合法及び中小漁業融資保証法の一部を改正する法律案」を、第169回国会には、「水産加工施設改良資金融通臨時措置法の一部を改正する法律案」及び「駐留軍関係離職者等臨時措置法及び国際協定の締結等に伴う漁業離職者に関する臨時措置法の一部を改正する法律案」を提出しました。

3 財政上の措置

水産施策を実施するために必要な水産関係予算の確保とその効率的な執行を図ることとし、平成19年度水産関係一般会計予算として、2,725億円（前年度当初予算は2,617億円）を計上しました。

4 金融・税制上の措置

水産施策の総合的な推進を図るため、以下のような金融・税制上の措置を講じました。

- (1) 農林漁業金融公庫資金（水産関係）の貸付計画額を277億円、沖縄振興開発金融公庫（農林漁業関係）の貸付計画額を50億円としました。

また、都道府県による沿岸漁業改善資金（貸付枠58億円）の貸付資金の造成について支援しました。

- (2) 漁業協同組合の合併に係る企業再編税制の特例措置について、その適用期限を3年延長したほか、漁業協同組合等の貸倒引当金の特例制度及び留保所得の特別控除制度について、その適用期限を2年延長しました。

1 水産資源に関する調査及び研究の推進

(1) 資源評価・予測の精度の向上

TAC（漁獲可能量）制度・TAE（漁獲努力可能量）制度の対象魚種、主要な資源回復計画の対象魚種や国際的にも資源状況の悪化が懸念されているマグロ類に重点を置いて、資源調査を推進して精度の高い資源評価を行いました。また、中・長期的な資源動向を把握するため、マイワシ、高度回遊性魚類（カツオ・マグロ類）、溯河性魚類（サケ・マス類）といった重要魚種の資源変動に関する知見の充実を図るとともに、資源変動機構の究明に資するための海洋環境の変動による水産資源への影響調査や資源変動予測技術の開発・活用を行いました。

また、水産資源の持続的な確保と安定的な水産業経営に資するため、環境変動に伴う食物連鎖の変化過程解明を通じ、魚種交替の予測・利用技術及びクラゲ類大発生予測・抑制技術の開発を行いました。

(2) 地球環境変動の水産資源への影響の解明

地球温暖化を始めとする地球規模での環境変動の主要魚種への影響評価・予測を進めました。特に、藻場生態系における炭素循環のメカニズムを解明し、そのモデルを開発するとともに、日本周辺海域を対象として、地球温暖化が水産業に与える影響評価と将来予測技術の開発を行いました。

(3) 資源情報の積極的な提供

資源評価結果を記述した資源評価票を作成し、ホームページで長期漁海況予報に関する情報とともに提供しました。また、漁業関係者からの要望に応じ、資源の現状に関する現地での説明会を実施しました。

我が国周辺水域における水産資源の全体状況を含め、できる限り分かりやすい形で情報提供を行いました。

さらに、海流、潮汐等の海洋に関するデータ・情報や海洋の健康診断表を取りまとめて提供するとともに、水深を始めとする浅海域の地形情報を整備しました。

2 我が国の排他的経済水域等における資源管理

(1) 漁業管理制度の的確な運用と資源の合理的利用の促進

資源水準に見合った漁獲を実現するため、指定漁業の許可等の一斉更新を実施するに当たって漁獲努力量の抑制に努めるとともに、漁業許可、漁業権制度による参入規制や禁漁期、禁漁区等の設定を行い、都道府県、海区漁業調整委員会及び内水面漁場管理委員会が実施する沿岸・内水面漁業の調整について助言・支援を行いました。

TAC対象魚種の資源動向、漁業経営その他の事情を踏まえた中期的な管理方針に基づい



て、TACの設定、配分を行うとともに、資源回復計画の担保措置としてTAEを設定し、それぞれの円滑な実施を図りました。また、資源管理協定制度を始めとする漁業者による水産資源の自主的な管理や、経済的価値の低い小型魚の漁獲や混獲を回避するための選択漁具・漁法の開発・普及を推進しました。

また、漁獲量の個別割当方式の導入について検討し、日本海べにずわいがに漁業について導入しました。

(2) 資源回復計画の一層の推進

緊急に資源の回復が必要な魚種や漁業種類に着目した資源回復計画の作成及び円滑な実施を引き続き推進するとともに、資源回復を経営の改善に結び付ける観点から、需要動向に即した機動的な漁獲等、資源の合理的利用方策の検討を支援しました。

また、資源回復計画の対象種・候補種について、地域間の連携強化による適地・適時での効率的な放流を行う体制を確立するための取組に対する支援や水産公共事業の重点的な実施を行うほか、資源回復計画に基づいて作成された漁獲努力量削減実施計画に基づき、休漁期間中の漁業経営の維持や漁具の改良等に必要な経費に対して支援しました。

(3) 密漁等の違反防止対策の強化と漁業調整の円滑な推進

都道府県、関係省庁との連携を強化して、漁業取締船・航空機により効果的・効率的な監視・取締りを行い、特に外国漁船の操業が活発化する時期・海域においては、取締船の重点配備等による集中取締を実施しました。また、指定漁業についての行政処分の運用基準の厳格化、違反常習船に対する衛星船位測定送信機の設置義務付け等により、違反防止対策の強化に取り組みました。

漁業調整の円滑な推進を図るため、資源状況に関する科学的知見を基礎として、広域的なものは国が、地域的なものは都道府県が中心となって、必要に応じて当事者間の話し合いの場の設定の斡旋や話し合いの仲介を行うことにより、沿岸漁業者と沖合漁業者との相互理解や協議を促進しました。さらに、当事者間での合意に基づいて実施している自主規制について、可能なものから順次公的規制への転換を進めました。

3 公海域を含む国際的な資源管理の推進

(1) 周辺国・地域との連携・協力の強化と適切な漁業関係の構築

周辺国・地域との連携を強化し、魚種ごとの資源状況を踏まえた資源管理を推進しました。特に、韓国及び中国の漁船の我が国周辺水域における漁獲割当量、許可隻数を決定し、その遵守を徹底するとともに、暫定水域等を含め、適切な資源管理を推進しました。

(2) 地域漁業管理機関を活用した資源管理の推進

ア マグロ類

我が国漁船の操業を確保しつつ、各地域漁業管理機関における適切な資源管理や漁獲能力の管理を促進しました。また、マグロ類を始めとする国際漁業資源に関する調査研究の成果を提供し、各地域漁業管理機関における科学的な議論に貢献しました。さらに、IUU

漁業対策等、個々の機関による解決が困難な問題に対応するため、我が国の主権により開催されたマグロ類地域漁業管理機関合同会合で採択された行動方針に即して、各地域漁業管理機関の連携の強化に努めました。

イ 鯨類

国際捕鯨委員会（IWC）の商業捕鯨一時停止（モラトリアム）の見直しに資するため、鯨類資源の包括的評価に必要な調査として、北西太平洋及び南極海において捕獲調査を推進するとともに、我が国周辺に分布・回遊する小型鯨類について、系群構造の解明及び資源量の推定を行いました。

また、国際捕鯨委員会（IWC）年次会合において、科学的根拠に基づく商業捕鯨の再開を目指すとともに、鯨を含む海洋生物資源の持続的利用に関する日本の立場への理解を求めました。

ウ その他

漁業による野生生物の混獲削減に関する調査、検討を行うとともに、関係する地域漁業管理機関において、我が国漁業の操業を確保しつつ、適切な資源管理や漁獲能力の管理を促進しました。

（3）責任ある漁業国としての適正な操業の実践

資源管理に必要な規制の強化や漁業取締船の派遣による指導・監督を行うとともに、漁獲データ等を収集・分析することにより、国際的に利用されている資源を漁獲する漁業の管理を行い、責任ある漁業国として我が国漁船の国際取決めの遵守に努めました。

4 海外漁場の維持・開発と国際協力の推進

（1）新漁場開発調査の実施と二国間・多国間協定に基づく操業の確保

海洋水産資源の開発及び利用の合理化を図るため、新漁場における漁業生産の企業化調査を推進するとともに、大陸棚の延長可能性があると思われる海域について、大陸棚調査・海洋資源等に関する関係省庁連絡会議及びその機能を引き継いだ総合海洋政策本部幹事会を通じて関係省庁間の連携の下、詳細な調査を実施しました。

二国間協定及び多国間取決めに基づく協議を通じて、適切な資源管理と我が国への漁獲割当の確保に努めるとともに、我が国周辺水域における安定的な操業秩序を確保するため韓国、中国等との間の民間協定の締結等を支援しました。

（2）資源管理の取組に重点を置いた海外漁業協力の展開

水産無償資金協力による水産関係施設の整備及び関連資機材の供与を行いました。

独立行政法人国際協力機構（JICA）を通じ、専門家の派遣を始めとする技術協力を行うとともに、財団法人海外漁業協力財団が実施する海外研修生の受入れや水産技術の移転・普及に関する協力を支援しました。

我が国が進める水産施策との関連で特に重要な国際機関の施策を促進するために、拠出金を拠出しました。



5 海面・内水面を通じた水産動植物の生育環境の改善と増養殖の推進

(1) 森・川・海を通じた環境保全の推進

ア 水質環境の保全・再生

漁場における汚泥・ヘドロの除去、覆砂による海浜・干潟の保全や浄化施設の整備、排水規制や生活排水対策を始めとする水質保全対策を推進するとともに、魚介類への化学物質の影響に関する調査及び伊勢湾漁場環境保全方針の策定を行いました。また、地域の実情に応じ、水産動植物の生育に重要な栄養塩類について河川からの適切な補給を図るため、河川を通じた流域・沿岸域の物質循環の解明に取り組みました。河川水によって補給される栄養塩類の広がりなどを調査し、ノリの生育に適した養殖管理手法について検討を進めるとともに、ノリの色落ちに対応する緊急措置として必要な場合には関係者と協議の上で支障のない範囲でダム放流の実施を図りました。

また、野生水生生物の多様性保全手法を開発するとともに、湿地や湿原を復元する自然再生事業や魚道の整備、下流域の維持流量確保のためのダム放流量の調整を行いました。

このほか今後の閉鎖性海域が目指すべき水環境の目標とその達成のためのロードマップを明らかにする閉鎖性海域中長期ビジョンの策定に係る検討を進めるとともに、赤潮の予察・防除技術の開発や貧酸素水塊の発生機構の解明及び予察・防除技術の開発を行いました。

また、全国海の再生プロジェクトとして、東京湾、大阪湾、伊勢湾及び広島湾において各再生行動計画に基づき、陸域からの汚濁負荷の削減、海域の環境改善、環境モニタリング等を推進しました。

さらに、有明海及び八代海の再生のため、有明海及び八代海を再生するための特別措置に関する法律に基づき、(1)環境改善対策（覆砂、たい積物の除去、藻場の造成や污水処理施設の整備等）、(2)赤潮等被害防止対策（赤潮や貧酸素水塊の発生予察技術の開発等）及び(3)資源回復対策（地域間の連携強化による魚介類種苗の適地・適時での効率的な放流を行う体制を確立するための取組の支援等）を推進しました。

イ 森林整備による生育環境の保全

森林法に基づき、魚つき保安林の指定と保全を図るとともに、河川上流域等において、広葉樹林化等を取り入れた漁場保全の森づくりを始めとする森林の整備・保全を推進するほか、漁業者やNPO（非営利団体）による植林活動を促進しました。

ウ 漁場環境の悪化を防ぐ取組

有害物質及び廃棄物の排出規制や浮遊ゴミ及び流出油の回収を行うほか、発泡スチロール製フロート等の漁業系資材のリサイクル技術の開発・普及や漁業活動中に回収した漂流物の適切な処理を促進しました。

全国各地において油の大量流出事故に対応するための訓練を行いました。また、原因者が判明しない漁場油濁の防除・清掃に要した費用を支弁するとともに、適切な防除措置の指導を行う専門家の育成や被害拡大防止のための啓発活動について支援しました。

エ 藻場・干潟等の造成・保全

磯焼け等により効用の低下が著しい漁場において、海域環境変動に応じた手法による藻場・干潟の造成・保全と併せて、ウニやアイゴ等の食害生物の駆除や海藻類の移植・播種

に対して支援を行ったほか、専門家を派遣し、漁業者による対策に対して技術的な支援を行いました。

藻場の造成・再生手法を明らかにした磯焼け対策ガイドラインの普及や干潟生産力改善のためのガイドラインの策定を行うとともに、厳しい生育環境におけるサンゴの増養殖技術開発を進めました。

(2) 野生生物による漁業被害防止対策の推進

(大型クラゲ等)

近年、広域のかつ大規模に出現し、大きな漁業被害をもたらしている大型クラゲやトド等の有害生物について、出現状況の把握と情報提供、駆除、改良漁具の導入、陸上処理等を促進するとともに、日中韓の国際的な枠組みの中で、大型クラゲの発生・出現過程を解明するための調査を行いました。

(外来魚・カワウ)

外来魚について、密放流防止についての啓発や在来魚に与える影響の調査、効果的な移入抑止対策の検討を行いました。また、外来魚及びカワウについて漁業被害の防止・軽減手法の開発を行うとともに複数県にわたる広域的・緊急的な防除対策を実施しました。

(3) 環境・生態系と調和した増殖の推進

栽培漁業の全国的な展開に必要な種苗供給を確保するための種苗生産施設の整備を進めるとともに、地域間の連携強化による適地・適時での効率的な放流を行う体制を確立するための取組を支援しました。

種苗の安定確保が困難であるクロマグロ、ウナギ及びイセエビについての種苗生産や、遺伝的な多様性に配慮した良質な種苗の安定的な確保のための技術開発を行いました。また、サケ・マス類について、資源の造成に必要な増殖施設の整備や個体群の維持のためのふ化放流を推進するとともに、民間団体が行うふ化放流に対しては、効率化を進めながら着実にその実施が図られるよう支援しました。

魚道整備によって生物生息環境の改善を図るとともに、種苗生産施設を始めとする共同利用施設を整備しました。

また、河川環境・生態系と調和したアユや溪流魚の増殖・管理手法の開発を行ったほか、種苗放流と産卵床造成を組み合わせた淡水魚の増殖指針を作成しました。

(4) 持続的な養殖生産の推進

ア 養殖業の振興

(海面養殖業)

持続的養殖生産確保法に基づく漁場改善計画の作成を推進するとともに、炭素や窒素等の物質循環を可能とするための魚類・貝類養殖と海藻類養殖を組み合わせた複合養殖技術の開発を行うほか、低環境負荷飼料の開発を行いました。

また、優良な養殖種苗の安定供給を確保するため、クロマグロ、ウナギ、カンパチ等について増殖における放流種苗に関する生産技術や施設の有効活用を行い、種苗生産技術や配合飼料の開発を進めました。

さらに、消費者への積極的な情報発信を促進するため、消費者による養殖現場の見学



や生産者と消費者との意見交換を行うとともに、養殖生産工程における履歴情報を記録・管理し、開示できるシステムの開発を行いました。

(内水面養殖業)

中国・台湾との連携によるシラスウナギ資源の適正管理を確保するための生産者間の民間協議や親ウナギの放流を促進しました。

平成16年（2004年）新潟県中越地震により被災した錦鯉養殖施設に関して、山間部の復旧の遅れ等から事業着手が遅れていた施設における復旧を支援するとともに、平成19年（2007年）新潟県中越沖地震により被災した錦鯉養殖施設に関しても復旧支援として、優良親魚の保全や魚病による被害防止のための現況調査、技術指導、病原体や水質の検査等の対策を支援しました。

イ 防疫体制の整備

水産資源保護法に基づく輸入防疫制度及び持続的養殖生産確保法に基づく国内防疫制度の適切な運用を図りました。また、疾病対策の基礎研究、水産用医薬品の開発や養殖衛生管理技術者の人材育成を行うとともに、水産防疫制度の点検及び強化の検討を行いました。特に、コイヘルペスウイルス病が発生した場合に備えるため、まん延防止措置を講じるとともに、アユ冷水病の防疫体制の構築や検査機器の整備等について支援しました。

ウ 国際化に向けたノリ養殖業の体質強化

漁協等の策定する構造改革計画に基づいて、生産性の低いノリ自動乾燥機の廃棄と大型ノリ自動乾燥機等の整備に加え、ノリ養殖関連機器のリース方式による導入を支援しました。

また、品質向上やコスト削減を図るための、生産から出荷・流通に至る新たなシステムの開発・普及や、優良な特性を有するノリ株の選定や利用を推進しました。また、ノリの色落ち問題に対処するため、栄養塩を吸収する植物プランクトンを補食する二枚貝類とノリの共存養殖技術の開発や、河川から供給される栄養塩を最大限活用するノリ網の配置等の技術開発を行いました。

Ⅲ 国際競争力のある経営体の育成・確保と活力ある漁業就業構造の確立

1 我が国水産業の将来展望の確立

(1) 漁業生産構造の展望

将来にわたって水産物の安定供給を確保するためには、効率的かつ安定的な漁業経営により漁業生産の大宗が担われる生産構造を実現することが必要です。このため、特に、零細な経営規模の経営体が多く、経営体数が急激に減少している沿岸漁業について、望ましい漁業生産構造の展望を提示し、周知に努めました。

(2) 漁業経営の展望

今後の漁業経営の展開方向についての関係者の共通認識を形成する観点から、地域や漁業種類の実情に応じた効率的かつ安定的な漁業経営の具体像について可能な限り明確にすることが重要であることを踏まえ、主たる漁業種類における経営のモデル例として漁業経営に関する展望を提示しました。

2 国際競争力のある経営体の育成・確保に向けた施策の集中

(1) 漁船漁業構造改革対策の推進

漁船の更新が進まず生産体制が脆弱化した漁船漁業について、緊急に構造改革を進め将来にわたって漁船漁業を担う経営体を育成するため、漁船漁業改革推進集中プロジェクトを立ち上げ、収益性重視の操業・生産体制の導入や省エネ・省人型の代船取得等による経営転換を促進する漁船漁業構造改革対策を実施しました。

(2) 経営安定対策の導入

水産物の安定供給の担い手となる漁業者が経営改善に積極的に取り組める環境を整備するため、効率的かつ安定的な漁業経営を目指し、計画的に経営改善に取り組む経営体を対象に、収入の変動による漁業経営への影響を緩和する新しい経営安定対策を導入するための検討を行いました。

(3) 融資・信用保証等の経営支援施策の充実

意欲をもって経営改善に取り組む漁業者が担保や保証人を持たない場合であっても、一定額までは必要な融資を受けられるようにするとともに、漁業経営の維持に重要な資金について、漁業信用基金協会の債務保証が円滑に行われるよう支援を行いました。

漁業信用基金協会の保証基盤強化のため、健全性に関する基準の設定、早期是正命令の導入等による経営の健全性確保、会員資格拡大による債務保証の円滑化や事業譲渡による組織・事業の再編・整備等に関する措置の導入を行いました。また、経営が悪化している漁業信用基金協会に対し、専門家の現地指導による事業強化対策や合併等を円滑に進めるための調査・検討の実施により漁業信用基金協会の事業基盤の再編強化を支援しました。



3 漁業生産資材の生産・流通・利用の合理化の促進

(1) 燃油価格高騰対策

世界的に高騰している原油価格の水準でも維持可能な強い漁業経営と漁業の構造改革を進めていくため、漁協系統による燃油流通の効率化の取組や経営体質の転換を図るため省エネルギー化に取り組む漁業者に対し、低利の運転資金（省エネルギー推進緊急対策資金）の融通及び当該資金の保証の円滑化に対する支援を実施しました。

また、平成19年度補正予算で漁業者の経営体質を強化するとともに、省エネルギー型漁業への転換を促進するため「水産業燃油高騰緊急対策（基金）」を創設し、省エネ設備への転換やグループ操業（共同探索船・共同運搬船の運航）への支援、小規模漁業者グループが省エネ型操業への転換を図る際の新操業形態の実証及び輪番制休漁者による藻場・干潟の造成等の漁場の生産力向上等の取組を支援しました。

このほか、燃油流通コストを削減するため、燃油タンクの統廃合、省人・省力化施設の導入等により燃油流通コストを引き下げ、漁業者に安い燃油を供給する取組を支援しました。

(2) その他漁業生産資材の生産・流通・利用の合理化の促進

漁業生産資材について、漁協系統、資材メーカーを始めとする関係者による生産・流通の合理化に向けた取組と漁業者による生産現場での効率的な利用に向けた取組を促進しました。

4 漁業保険制度の適切な運用

漁業共済事業について、自然災害等による収支の悪化を改善し、漁業者のために将来にわたってその役割を十分に発揮していくために、共済掛金の上乗せ助成を行うことにより共済金の少額支払いを抑制するとともに、大災害に適応したてん補方式への誘導を図り、安定的な事業経営の確保と収支の健全化に努めました。

また、漁船保険事業について、純保険料の一部を助成するとともに、制度の適切な運用を図りました。

5 活力ある漁業就業構造の確立

(1) 新規就業・新規参入の促進と後継者の育成・確保

- ① 就業希望者に対し、全国漁業就業者確保育成センターを通じて求人・求職の情報及び地域情報の提供を行うとともに、漁業チャレンジ準備講習や漁業就業支援フェアの開催、漁業現場での長期研修（6ヶ月）を実施しました。また、他産業において習得した経験や技術を活用し漁業で起業する事業者を支援しました。
- ② 全国の地方運輸局において、若年労働力の確保のため、新規学卒者の求人・求職開拓を積極的に行うほか、船員求人情報ネットワークの活用により、雇用機会の拡大、雇用

のミスマッチの解消を図りました。

- ③ 減船に伴う漁業離職者の職業及び生活の安定を図るため、漁業経営の改善及び再建整備に関する特別措置法及び国際協定の締結等に伴う漁業離職者に関する臨時措置法に基づき、再就職の促進のための特別の措置を講じました。

また、地方運輸局、公共職業安定所において、漁業離職者に対する求人情報の提供、職業相談及び職業紹介に努めるとともに、漁業協同組合との連絡を密にして、広域的な就職促進のための措置を講じました。

(2) 漁業の技術及び経営管理能力の向上

水産業普及指導員を通じ、沿岸漁業の担い手による漁業技術及び経営管理能力の向上を図るための自発的な取組を助長しました。

また、漁船員に対しては、海技士や無線士資格の取得を図るスキルアップ講習会を実施しました。

(3) 漁業の労働環境の改善

ア 漁ろうの安全の確保

- ① 第8次船員災害防止基本計画に基づき、平成19年度船員災害防止実施計画を作成し、自主的な安全衛生管理体制の整備、作業時を中心とした死傷災害防止対策を始めとする船員災害防止対策を船舶所有者、船員及び政府の三者が一体となって推進しました。

また、漁船の海難及び人身事故による死亡・行方不明者が特に多いことから、漁船の安全操業に関し、都道府県及び関係漁業団体の連携体制の確立を図るとともに、「全国漁船安全操業推進月間」を実施し、漁船海難・人身事故防止の普及啓発、非常時に対応するためのサバイバル訓練・講習会の開催を推進しました。

- ② 救命胴衣の着用、見張りの励行、気象・海象情報の的確な把握を始めとする安全運航に関する遵守事項の徹底及び海事関係法令の励行について指導を行うとともに、漁業者自身による安全意識の啓発を促進しました。また、灯台、灯浮標を始めとする航路標識を整備しました。
- ③ 海難情報を早期に把握するため、遭難周波数を24時間体制で聴取するとともに、海上保安庁において24時間の当直体制と気象の状況によっては非常配備体制をとって海難の発生に備えました。
- ④ 気象庁船舶気象無線通信手段等により、海洋気象情報を始めとする各種気象情報を提供しました。海図を始めとする水路図誌や航海用海図の最新維持に必要な水路通報の発行のほか、航海用電子海図の提供海域の拡大や電子水路通報の発行をしました。また、船舶交通の安全のために緊急に必要な航行警報を、無線放送やインターネット等により提供しました。

イ 労働環境の改善

運航労務監理官による監査を通じた賃金及び労働時間の管理、労務管理体制の整備、安全の確保、衛生の保持について指導の強化を図りました。

漁船の現行設備基準について、居住環境や作業環境の改善、安全性向上を図るための見直しを行いました。

船員保険について、障害年金及び失業保険金の賃金スライドによる見直しを行うほか、



労働者災害補償保険の加入促進を図りました。

また、漁船船員の労働条件改善指導要綱に基づき、賃金及び労働時間の管理、労務管理体制の整備について指導の強化を図りました。

（４）水産に関する教育の充実

独立行政法人水産大学校において、水産業を担う人材の育成のための水産に関する学理・技術の教授・研究を推進しました。また、国立大学を始めとする大学における水産に関する教育・研究を推進しました。さらに、高等学校における水産教育について、高等学校教育課程研究協議会と連携し、産業教育及び情報技術に関する指導者の養成を目的とした研修等を開催しました。

（５）女性の参画や高齢者の活動の促進

女性の水産業経営における経済的地位の向上を図るため、女性の経営や起業活動の高度化に向けた研修を実施しました。

漁業者の老後の生活の安定及び福祉の向上を図るため、全国共済水産業協同組合連合会が自主的に実施する漁業者老齢福祉共済の運営について支援しました。また、干潮時の陸揚げ作業が容易となる浮体式岸壁等の就労環境を改善するための施設整備を推進しました。

1 産地の販売力強化と流通の効率化・高度化

(1) 市場を核とした流通拠点の整備

国産水産物の競争力を強化するため、ロットをまとめ、規格を揃えて水産物の安定供給を図る流通拠点を整備しました。このため、水産物産地市場の統合及び経営合理化に関する方針の見直しを行い、電子商取引による機能的な統合を含む産地市場の統廃合や産地市場と消費地市場との垂直統合、買受人の新規参入による市場運営の改善等の産地における取組を促進しました。また、相当程度の取扱量・金額規模の産地市場を有する地域を対象として、(4)に記載した安定供給契約型国産水産物安定供給推進事業を実施するほか、高度な衛生管理に対応した流通施設の重点的整備、加工施設や保管施設の整備を促進しました。

(2) 前浜と消費者をつなぐ多様な流通経路の構築

前浜ごとの様々な水産物の販路を求める産地と鮮度が良く安全な水産物を求める消費者をつなぐ、産地直送を含む多様な流通経路の構築を図りました。その際、魚の旬など前浜の水産物に関する情報の発信等、情報インフラを活用しつつ、積極的な情報交流を促進しました。また、漁業者団体等が食品産業や小売業と連携して行う水産物商品の流通・サービスの実証試験を支援しました。

(3) 水産物流通の効率化・高度化

卸売市場法や同法に基づく第8次卸売市場整備基本方針に即し、卸売市場の再編や規制緩和の活用を促進するとともに、品質管理の高度化に資する施設等を整備しました。

また、中央卸売市場において、電子商取引システムを活用したダイレクト物流（商物分離直接流通）の仕組みを開発し、取引業務や物流の簡素化によるコスト縮減の実証等を実施しました。

(4) 水産物調整保管の適切な実施

水産物の需給及び価格の安定を図るため、水産物の調整保管の適切な実施を図りました。

- ① 供給量の平準化による価格安定の効果が有効に発揮される魚種を対象として、漁業者団体等に対し、漁期中の水揚集中により価格が一時的に低下した際に水産物を買取り、一定期間保管し、漁期外の価格上昇時に流通業者に販売する事業（需給変動調整型国産水産物安定供給推進事業）への支援を行いました。
- ② 規格や価格が不安定であるといった国産水産物の取引上の課題を克服するため、漁業者団体等に対し、小売業者、水産加工業者等の最終実需者との間で直接取引契約を締結し、最終実需者が求める種類、規格の水産物を買取り、一定価格で安定的に販売する事業（安定供給契約型国産水産物安定供給推進事業）への支援を行いました。



2 水産加工による付加価値の向上

水産加工業について、食の簡便化志向等を背景とした需要の変化に対応しつつ、調理に手間のかからない商品を始めとする消費者ニーズに即した新製品の開発、惣菜等の近年需要が伸びている分野への販路の開拓、中食産業・外食産業等の他産業との連携を促進し、水産加工品の新たな需要の創出を図りました。このため、水産加工業施設改良資金融通臨時措置法に基づき、水産加工業者が行う新製品の開発や新技術の導入に向けた施設の改良等に必要な資金を融通する措置を講じました。また、漁協等が食品産業や小売業と連携して行う新製品の開発や新たな販路の開拓のための取組に対する支援を行うとともに、地域における「食料産業クラスター」の形成（食品産業・農林水産業・関連産業による連携構築）を促し、地域食材を活用した新たな戦略食品の創出や国産原料調達の円滑化に向けた調査・分析等に対する支援を行いました。

このほか、水産物の加工流通過程における排水処理施設の整備を推進しました。

3 小売部門の強化

商品である農林水産物について、産地の特徴や生産方法についての情報や食育の知識などを、消費者に分かりやすく、的確に伝達する取組を促進しました。また、魚介類の名称の店頭表示に関するルールや具体例を示したガイドラインについて、消費者に定着した一般名称や地域の特色を伝える地方名の重要性を勘案した見直しを行い、関係者への周知を図りました。

食品小売業において、適正仕入れや廃棄ロスの縮小等を実現するコスト削減のビジネスモデルの実証・普及を行うとともに、食品小売業者や商店街振興組合等が生産者団体等と連携して行う地域農水産物を活用したブランド化、オリジナル商品開発や商店街全体としての品揃えの強化、サービスの向上を図る取組を支援しました。

4 水産物の輸入の確保と輸出戦略の積極的な展開

（1）水産物の輸入の確保

水産資源の適切な保存・管理及び我が国水産業の健全な発展を図る観点から、水産物の輸入割当制度を含む輸入に関する措置の適切な運用を図りました。

水産物流通のグローバル化が国内主要水産物の需給・価格形成に与える影響や他国の貿易措置と水産業との関連に関する調査・分析を行うとともに、関係者に情報を提供しました。

（2）水産物の輸出戦略の積極的な展開

海外における市場動向等の情報収集を行うとともに、我が国の高品質な水産物の販路創出・拡大や輸出ニーズに対応した商品開発を促進したほか、HACCP（危害分析重要管理点）手法の導入を始めとする衛生管理体制の強化や輸出先国・地域が求める輸出証明書を発行する体制の整備や養殖魚及びEU向け水産物の輸出実行プランの策定に取り組みました。

また、輸出先国・地域に対し、検疫や通関等に際し輸出の阻害要因となっている事項につ

いて必要な改善を要請・折衝し、EPA交渉等の場において輸出拡大が期待される品目の市場アクセスの改善を求めていくとともに、輸出促進にとって重要なブランド力の確保のため、商標等に関する権利侵害防止等のための知的財産の保護を働きかけ、我が国の事業者が積極的に輸出に取り組める環境を整備しました。

5 消費者との信頼のネットワークの構築を通じた水産物消費の拡大と食育の推進

(1) 水産物の安全及び消費者の信頼の確保

(生産・流通・消費各段階における取組)

- ① 水産用医薬品の適正使用を確保するため、養殖衛生管理技術者の育成や養殖業者に対する巡回指導を行いました。また、養殖水産物の生産履歴情報の開示のためのモデルシステムの開発に取り組むとともに、消費者による養殖現場の見学等を通じ、生産情報の発信や生産者と消費者との意見交換を行いました。
- ② 貝毒検査とその結果に応じた出荷自主規制指導を実施するとともに、貝毒の検出技術の向上に必要な研究開発を行い、生産段階でのリスク管理体制の強化を図りました。また、マラカイトグリーン等の有害化学物質やヒ素等の重金属について含有実態調査を実施するとともに、これら物質の有効なりリスク管理手法を検討しました。また、マガキの生産段階におけるノロウイルスの汚染リスクを低減させるための研究を行い、有効なりリスク管理手法を検討しました。
- ③ 生産段階から産地市場、水産加工場に至る品質管理の取組を推進するため、漁船及び養殖場を対象とした品質管理ガイドライン、産地市場の特徴に応じた品質管理ガイドラインや小規模加工業者を対象とした品目別危害分析・管理実施指針を策定しました。
- ④ トレーサビリティ・システムの導入を促進するため、品目別のガイドラインの作成やセミナーの開催等を行いました。さらに、ユビキタス・コンピューティング技術を活用して情報の記録等の自動化・簡便化を進めた、食品の安全管理の向上等への活用も可能な先進的トレーサビリティ・システム（食の安全・安心システム）の開発・実証を行いました。
- ⑤ 都道府県等が、国の定める指針に基づいて策定した都道府県等食品衛生監視指導計画により、食品供給行程の各段階における監視指導を実施するとともに、衛生管理に関する助言を行いました。また、食品の安全の確保のための自主的な取組が推進されるよう食品の採取、製造、輸入、販売を行う食品事業者に対し、引き続き協力を求めました。

(輸入食品に対する取組)

全国の検疫所において、輸入食品監視指導計画に基づき、輸入食品の衛生上の実態を把握することを目的とし、食品の種類ごとに輸入量、違反率を勘案して計画的に行うモニタリング検査を実施するとともに、違反の蓋然性の高いものについては、輸入の都度、検査を命令し、検査に合格しなければ輸入・流通が認められない検査命令を実施しました。

また、輸入水産物の安全性に関する情報の収集・提供の取組の充実を図りました。

(消費者を始めとする関係者とのリスクコミュニケーション)

食品の安全の確保に関する施策の策定に国民の意見を反映し、その過程の公正性及び透明性を確保するため、消費者、生産者、事業者等の関係者に分かりやすい情報を積極的に



提供し、意見交換等を行うリスクコミュニケーションを推進しました。

(2) 消費者への情報提供の充実

- ① 消費者の鮮度・安全志向の高まりに対応して、トレーサビリティ・システムも活用しつつ、漁法や養殖方法、漁獲日等の情報の提供を促進しました。
- ② 水産物を含めた食品の安全に関する情報を分かりやすく紹介したウェブサイトの運営やメールマガジン「食品安全エクスプレス」の発信を行うなど、インターネットやマスメディアの活用により、水産物の栄養特性や安全性に関する情報提供の充実を図りました。
- ③ 水産エコラベル（生態系や資源の持続性に配慮した方法で漁獲された水産物であることを表すラベル）について、我が国の資源管理の特徴や優れた点を十分に反映したシステムの導入や、漁業者の取組を促進しました。
- ④ 消費者の立場に立った分かりやすい食品表示を実現するため、食品の表示に関する共同会議^{*1}において、水産物を含む食品の表示基準全般の調査審議を行うとともに、新たなニーズに対応したJAS規格の制定・普及を推進しました。

全国の地方農政局等の職員や食品表示ウォッチャー^{*2}、DNA分析を始めとする科学的な検査技術の活用により、水産物を含む食品表示の適正化と監視・指導の強化に努めました。

このほか、意見交換会の開催やパンフレット配布等により食品の表示制度の普及・啓発を推進しました。

- ⑤ 農林水産省本省や地方農政局等における消費者の部屋において、消費者からの水産業や食生活に関する相談を受けるとともに、テーマごとの展示を通じて、水産行政に対する消費者の理解を推進しました。

(3) 食育の推進

生産・流通・消費の各段階において食育を推進し、米を中心に水産物を含めた多様な副食から構成され、栄養バランスが優れた「日本型食生活」の実践を促進しました。

*1 食品の表示に関する共同会議：農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律に関する調査会と食品衛生法に関する審議会の共同開催

*2 食品表示ウォッチャー：消費者が日常生活の中で食品表示を常時点検し、国等に対して不適正表示等に関する情報を提供する仕組み

V 水産業の未来を切り拓く新技術の開発及び普及

1 現場のニーズに対応する新技術の開発及び普及

漁船漁業の省エネルギー化の推進のため、漁船への省エネルギー技術の導入効果の実証及び普及の取組や、衛星データと漁船からの実測データを用いた漁場位置特定技術の開発を支援しました。

収益性重視の漁業への転換を支援するため、可視化による魚類鮮度計測や活けしめ脱血処理等の漁獲物のブランド化に資する技術開発や、省人・省力化技術等による効率的な漁具・漁法を導入した新たな漁船像に関する研究を実施しました。

漁場環境の改善や資源の持続的利用を図るため、アサリ稚貝が着底しやすい基材の検討や、波浪による砂や稚貝の流出を効果的に防止する技術等の増殖支援技術の開発を推進しました。また、増養殖の高度化に資するため、クロマグロの人工種苗生産技術の開発を推進しました。

また、地域の特性、個々の漁業者の経営実態に即した沿岸漁業の健全な発展を図るため、都道府県が行う水産業改良普及事業を支援しました。

2 バイオマス資源の利活用の促進

バイオエタノールやメタンガス、バイオプラスチックの生産、健康増進機能を有するオリゴ糖や有用脂肪酸（DHA、EPA）の抽出、有機酸発酵（コハク酸発酵、乳酸菌発酵）による食品・餌料化等、海藻等の未利用資源を利活用する技術の開発や、水産系副産物である貝殻の再資源化による資源の循環的利用を推進しました。

また、漁船におけるバイオディーゼル燃料の導入に向けた技術的検証のため、漁船等を用いた稼働試験及び操業・運航実態を踏まえた調査研究を実施しました。

3 知的財産の創造・保護・活用

農林水産省知的財産戦略に基づき、漁業者等に対して知的財産の概念の普及啓発を図ります。また、国産ノリの差別化と国際競争力の強化を図るための優良な特性を有するノリ株の確保、品種登録の促進、品種・原産地判別手法の開発や地域団体商標を含めた水産物のブランド化による新たなビジネスモデルの創出を促進しました。



VI 漁港・漁場・漁村の総合的整備と水産業・漁村の多面的機能の発揮

第2次漁港漁場整備長期計画に基づき、水産基本計画との密接な連携のもと、重点的に取り組むべき課題について戦略的に水産基盤の整備を推進しました。その際、(1)効率性の向上、(2)設計等の最適化、(3)調達の最適化、(4)地域特性の重視、(5)透明性の向上の5つの視点で、事業計画段階から管理に至る全ての過程を見直すための水産関係公共事業コスト構造改革プログラムに基づき、総合的なコスト縮減対策を推進しました。

1 力強い産地づくりのための漁港・漁場の一体的な整備

(1) 我が国周辺水域の資源生産力の向上

排他的経済水域において、水産資源の増大を図るため、国が漁場整備を行うフロンティア漁場整備事業を創設するとともに、藻場・干潟の造成・保全に加え、資源管理やつくり育てる漁業と連携した漁場環境の整備を推進しました。

(2) 国際競争力強化を図るための水産物供給基盤の整備

水産物の流通拠点を中心として、生産コストの縮減、鮮度の保持、衛生管理の高度化に資する水産物供給基盤の整備を推進しました。

また、水産物供給基盤の既存ストックを有効に活用する観点から適時の修理・改修に努め、ライフサイクルコスト（建設・維持管理等にかかる全ての費用）の低減を図りました。

2 安全で活力のある漁村づくり

(1) 防災力の強化

地震、津波、高潮、豪雨等の災害発生時において、居住者や漁港就労者、来訪者の安全を確保するほか、漁港や市場の機能を維持する観点から、災害に強い漁業地域づくりガイドラインの普及を図るとともに、堤防等の海岸保全施設、防潮水門、避難路・避難地の整備や漁港・市場施設の耐震化及びがけ崩れ対策等を推進しました。また、安全で信頼性の高い道路ネットワークを確保するため、緊急輸送道路等における橋梁の耐震対策、災害のおそれのある区間を回避する道路の整備を推進するとともに、道路の斜面对策や雪崩対策等を推進しました。

また、沿岸住民や漁船等の船舶の避難行動に資するため、日本沿岸を66区分した津波予報区に対し、予想される津波の高さや到達時刻を津波警報等で知らせました。

(2) 生活環境の向上

地域の特性に応じて、污水处理施設、情報通信施設等の社会生活基盤の整備を推進したほか、日常生活における憩いの場としての緑地・広場や砂浜の整備、歩道の設置や交通安全施設等の整備、海岸保全施設や歩行空間の整備及びバリアフリー化を推進しました。

日常生活の基盤としての市町村道から国土の骨格を形成する高規格幹線道路に至る道路網

の整備を推進するとともに、大規模自転車道の整備や地域レベルのITS（高度道路交通システム）の推進等により、地域の生活に密着した交通サービスの維持・充実を図りました。高度情報通信ネットワーク社会の実現に向けて、河川、道路等の公共施設管理の高度化を図るための光ファイバーを整備するとともに、施設管理に支障のない範囲で民間事業者等への開放を進めました。また、図書館等の社会教育施設の機能向上や医療計画に基づく医療提供体制の確保を図りました。

また、漁村住宅の増改築を行う者に対する住宅改良資金の貸し付けを促進するほか、良質な住宅・宅地の供給を推進しました。

（3）地域資源を活かした漁村づくり及び都市と漁村の共生・対流の促進

新鮮な水産物や豊かな自然環境等の地域資源を活用した地域活性化のためのモデル的な取組を支援し、その成果を全国に普及するとともに、地域が自ら考え行動するための土台づくりとして、地域におけるリーダーの育成や各種情報提供を行いました。

漁村の景観や伝統文化の保護・保全に配慮した漁村の整備を推進します。また、伝統文化の保存・活用のための活動に対する支援や、次代を担う子どもたちに対し、伝統文化に関する活動を計画的・継続的に体験・修得する機会の提供を行いました。

都市と漁村の交流を促進するため、空港・港湾への連絡の強化に資する道路の整備や地形的な制約により交流が遅れている地域間を連絡するトンネルや橋梁の整備を推進します。また、地域の情報発信と連携・交流の拠点として、休憩施設と市町村の地域振興施設を一体化した道の駅を整備するほか、高速道路のサービスエリア・パーキングエリアと地域振興施設との一体的整備、スマートインターチェンジ（ETC専用IC）の整備を推進しました。

（4）漁港関係の災害復旧

公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法、農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律等に基づき、漁港施設、海岸保全施設、漁業用施設及び共同利用施設の災害復旧事業を推進するとともに、災害関連事業について支援しました。

3 漁業と海洋性レクリエーションとの調和がとれた海面利用の促進

遊漁を含む海洋性レクリエーションと漁業との共存を目指し、遊漁形態に応じたルール・マナーの啓発や釣り指導員の育成及び活動支援を実施するとともに、遊漁者による水産資源や漁場利用のあり方の検討に資するため、遊漁船・プレジャーボートによる採捕量の調査を行いました。

また、漁船とプレジャーボート等の秩序ある漁港の利用を図るため、周辺水域の管理者との連携により、プレジャーボート等の収容施設を整備しました。

4 水産業・漁村の有する多面的機能の発揮

（1）離島漁業の再生を通じた多面的機能の発揮

輸送等の面で条件が不利な離島の漁業を再生するため、種苗の放流、藻場の管理や漁場監



視等による漁場の生産力の向上や、集落の創意工夫を活かした新たな取組を行う離島の漁業集落に対して交付金による支援を行いました。

(2) 漁業者を中心とする環境・生態系保全活動の促進

原因者が判明しない漁場油濁被害について、被害漁業者が行う防除・清掃作業に要した費用の支弁、現地で適切な防除処置を指導できる専門家の育成・派遣や被害拡大防止の啓発活動の実施に対し支援しました。

漁業者が中心となって行う藻場・干潟の維持・管理等の環境・生態系保全活動に関する調査・実証事業を実施し、支援手法の検討を行いました。

VII 水産関係団体の再編整備

1 漁業協同組合系統の組織・経営・事業の改革

(1) 組織基盤の強化を図るための合併の促進

組織基盤の強化に加え、経済事業（購買・販売事業）の一層の効率化を図るため、漁業協同組合合併促進法に基づく合併及び事業経営計画の認定が平成19年度末で終了することを踏まえ、漁協合併の加速化を図りました。

(2) 経営・事業改革の促進

事業部門別の収益性向上や管理費削減によって、単年度事業利益の黒字化を達成するための抜本的な事業改革を促進しました。その一環として、経営不振に陥っている漁協についての経営改善計画の早急な策定・実施を促進するなど漁協系統組織における改革のための取組を支援しました。

2 その他の水産関係団体の再編整備

水産業をめぐる情勢の変化に対応して基本法の基本理念の実現に資することができるよう、水産に関する団体についてその位置付け・役割を不断に見直しました。

VIII その他重要施策

1 生物多様性保全施策の推進

「農林水産省生物多様性戦略」及び「第三次生物多様性国家戦略」の策定を踏まえ、漁業生産の基盤である漁場環境の保全など生物多様性の保全と両立した持続的漁業生産の確立に資するため、藻場・干潟等の保全の推進や生物多様性に配慮した海洋生物資源の保存・管理の推進などにより、里海・海洋の保全施策を総合的に推進しました。

2 WTO交渉への取組

WTO交渉に当たっては、水産物のように適切な管理を行わなければ枯渇する有限天然資源についてはその適切な保存管理を通じた資源の持続的利用に貢献する貿易のルールを確立すべきであり、また、漁業補助金の規律の強化については過剰漁獲能力、過剰漁獲につながる補助金に限定して禁止すべきであるという基本的考え方に基づき、関係府省が十分に連携し、我が国の主張が最大限反映されるよう努めました。

3 EPA／FTAを含む経済連携への取組

EPA（経済連携協定）／FTA（自由貿易協定）交渉に当たっては、貿易の自由化が水産資源の持続的な利用に悪影響を及ぼすことのないよう配慮しつつ、我が国食料輸入の安定化・多元化や安全で信頼できる食品の輸入の確保、我が国農林水産物・食品の輸出促進を図るべく、戦略的に各国との交渉に臨みました。

4 政策ニーズに対応した統計の作成と利用の推進

2008年漁業センサスの実施にあたって、新たな水産基本計画に基づく水産行政の推進に的確に対応するため、調査体系・調査内容の見直しを行い、試行調査を実施しました。

また、農林水産統計の再構築に向けた検討をし、個別調査について、政策推進に直結するなど真に必要不可欠なものに重点化し、効率的かつ的確な調査を実施するため調査項目の削減や調査手法の見直しを行いました。

また、国民にわかりやすい農林水産統計の公表や、ITを活用したデータ提供の充実等、広報の強化による利活用の向上を図りました。



IX 水産に関する施策を総合的かつ計画的に推進するための取組

1 メリハリの効いた分かりやすい政策体系の構築と透明性の確保

施策の展開に当たっては、新たな水産基本計画に基づき、国際競争力のある経営体の育成・確保など、施策の目的を明示した上で、その目的や施策分野に応じて設定する対象者に施策の集中を図りました。さらに、施策間の連携を強化し、一体的に推進することによって各分野の政策改革の相乗効果の発揮に努めました。これらを通じて、効率的かつ効果的で、国民に分かりやすい政策体系を構築するほか、施策の決定と実行過程の透明性を高める観点から、国民のニーズに即した情報公開を推進するとともに、施策情報誌の発刊、ホームページの刷新等、施策内容等に関する分かりやすい広報活動の充実を図りました。

2 消費者・国民の視点を踏まえた公益的な観点からの施策の展開

水産業・漁村に対する消費者・国民のニーズを的確に捉えた上で、消費者・国民の視点を踏まえた公益的な観点から施策を展開しました。また、消費者が生産現場を、生産者が消費の実態を十分に把握して、例えば生産サイドからの消費者に選ばれる商品の提供、消費サイドにおける正確な知識・情報に基づく商品選択や食品廃棄の抑制等の適切な行動が可能となるよう、相互理解を促進しました。

3 事業者や産地の主体性と創意工夫の発揮の促進

官と民、国と地方の役割分担の明確化と適切な連携の確保を図りつつ、漁業者等の事業者や産地の主体性と創意工夫の発揮をより一層促進しました。このため、事業者や産地の主体的な取組を重点的に支援するとともに、規制の必要性・合理性について検証し、見直しを行いました。

4 財政措置の効率的かつ重点的な運用

厳しい財政事情の下で限られた予算を最大限有効に活用する観点から、財政措置の効率的かつ重点的な運用に努めました。また、類似の事業について重複投資を行わないよう、関係省庁が連携して計画的に事業を実施しました。

5 改革の工程管理・施策の改善と効果的・効率的な施策の推進体制の構築

各分野における改革を着実に具体化し、速やかに実施に移していくとともに、国民に対して改革実行の透明性・予測性を確保する観点から、施策の具体化に向けた手順と実施の時期を明示した工程表を公表し、明確な目標設定の下での工程管理を実施しました。

また、施策の工程管理においては、新たな水産基本計画に基づき項目を設定・整理した政策評価を積極的に実施するとともに、施策の実施状況や目標の達成状況に照らし、必要に応じて施策内容の見直しを適切に行い、翌年度以降の施策の改善に反映させました。

さらに、行政ニーズの変化等に迅速かつ的確に対応し、効果的・効率的に施策を推進するための体制の見直しを行いました。